

調達要領指定書	発簡番号	売払要求番号 第 7 号
	調達要求番号	
	調達要求年月日	令和7年10月 3日
	作成部課	湯布院駐屯地業務隊補給科
	作成年月	令和7年10月 2日
品名	使用済車両売払い	
仕様書番号	GV-Z001013E	

指定事項

1 総則

湯布院駐屯地における使用済車両売り払いにおける要領について指定する。

1.1 売払い予定車両

番号	品目	型式	単位	数量	備考
1	1/2 tトラック	三菱V16BBRSFA	台	6	
2	大型セミトレーラけん引車	三菱FW451LR	台	1	
3	3 1/2tトラック	いすゞSKW475	台	1	

1.2 現地（物）確認

車両解体作業に関する、現地（物）確認は、公告掲載期間の平日0830から1700までの間とし、契約相手方が現地（物）確認をしようとする7日前までに契約担当官に対し、通知する。この通知により協議し、その期日を決定するものとする。

1.3 代金の引渡し

解体作業等の5日以内に納付する。納付以降、各作業を開始する。

（令和7年度における納付については、令和8年3月31日をこえてはならない。）

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求

仕様書（GV-Z001013E）に定めるとおりとする。

2.1.1 提出書類

仕様書（GV-Z001013E）の4.1に示す書類及び使用済自動車引取証明書を提出する。

提出先は、契約担当官とし、写しを湯布院駐屯地業務隊補給班に提出する。

2.1.2 関連企業確認

契約相手方について、関連企業と同作業をする場合については、関連企業を含む名簿提出とする。

2.2 引渡し

車両解体作業における引渡しは、契約締結後に、その時期・場所を決定する。

2.2.1 解体作業場所

車両解体作業を行う場所については、契約相手方の整備工場を基本とする。もしくは、契約相手方の関連企業工場とし、当該工場で実施する場合は、官側に通知するものとする。また、これらの車両解体作業を行う場所については、北部九州地域（福岡県、長崎県、佐賀県、大分県、熊本県）に限定する。

2.2.2 作業確認

写真による記録を必要とする為、当該作業状況を各部せん断の都度、写真により記録する。この際、官側（監督官）が撮影による記録を必要とした場合はこれに応じるものとする。

2.2.3 ごみ

解体作業で発生したごみについては、契約相手方の処分によるものとする。

3 品質保証

仕様書（GV-Z001013E）を基本とし、当該仕様書に合致しない場合は、是正作業により要求を満たす。

4 その他の指示

4.1 提出書類

仕様書（GV-Z001013E）の4.1に示すとおりとし、遅滞なく届け出るものとする。遅滞した場合には、契約相手方の補償のもと当該書類の引継ぎ行為を行う。

4.2 官側の確認

1.2における確認時、作業場所等について、作業開始から鉄くず回収までの作業工程の概要を通知する。この際、通知した解体作業できる車両数及び作業時間については変更してはならない。

4.3 安全管理

契約相手方において、安全責任者を指名し、官側の安全責任者の安全に対する要求を理解・遵守し、作業に臨むものとする。安全に対する要求に従わなかった場合は、契約不履行とみなす。

4.4 調整先

a) 契約（書類関連）に関する調整

湯布院会計隊

b) 解体作業（実務）に関する調整

湯布院駐屯地業務隊補給科